

# 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：別府市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）  
内成棚田、東山の棚田群、天間棚田、堂面棚田、大所棚田  
範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減（現状：年10a減）

令和6年まで指定棚田における新たな耕作放棄地を発生させず現状を維持する。

・担い手の確保（新規就農等新たな担い手を1人増加）

令和6年までに棚田の保全に取り組む人数を増加させる。

（新規就農者・新たな人材の確保や退職後就農等担い手の確保）

・生産性・付加価値の向上

令和6年までに棚田で自動草刈り機やドローンを導入する。（0台⇒2台）

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

棚田で子供に向けた田植・稲刈り等の農業体験を実施する。（2回⇒4回）

棚田ウォーキング等エコツーリズムの取組を実施する。（2回⇒4回）

棚田における鳥獣被害額を減少させる。（1,100万⇒1,000万円）

（鳥獣被害防止柵等の設置、狩猟免許者の増加等）

・良好な景観の形成

棚田に彼岸花・菜の花・チューリップ等の景観作物を植栽する。（10a⇒20a）

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナーを増加させる。（1人⇒10人）

棚田で農村交流体験イベントを開催し、交流人口の増加を図る。（4回⇒6回）

・棚田を観光資源とした地域振興

棚田を活用したイベントを実施し、来訪者を誘客する。（50人⇒100人）

・棚田米・棚田で生産される農産物等を活用した六次産業化の推進

直売所の開設やイベントによる農産物等の販売（0回⇒6回）

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

・耕作放棄の防止・削減

ボランティア等を活用しながら、棚田の耕作放棄地を維持・減少する。

- ・担い手の確保（内成棚田）

地域おこし協力隊制度等を活用しながら、棚田における担い手の確保を促進する。  
外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行う。

- ・生産性・付加価値の向上（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。  
棚田において、自動草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。

棚田において、景観に配慮しつつ、基盤整備を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大する。

棚田米を原料とした（加工品）の販路を拡大する。

- ・自然環境の保全・活用（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

棚田で環境保全型の農業（有機農業/カバー作物/堆肥の施用）を実施するなど、自然環境の保全を図る。

内成・東山の棚田で小中学生に向けた自然ふれあいイベント（自然観察、里山ウォーキング等）など豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。

棚田地域で猪・鹿の防護柵や箱檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

- ・良好な景観の形成（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

棚田において彼岸花・菜の花等景観作物を植栽し、良好な景観を確保する。

- ・伝統文化の継承（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

棚田で和太鼓・踊・ダンス・コンサートなどのイベントを開催し、伝統文化の継承を図る。

お神楽や伝統太鼓などの地域伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度・トラスト会員制度や農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

内成棚田地域で、地域おこし協力隊制度等を活用して、移住・定住者の増加を図る。

- ・棚田を観光資源とした地域振興（内成棚田・東山の棚田群）

棚田の付近にトイレ・駐車場・看板・展望台・休憩所・交流施設を整備するなど、観光客の受入体制を整備する。

棚田の付近に直売所・農家レストランを整備するなど、観光で稼げる仕組みを構築する。

棚田地域において、農泊の実施や空き家・古民家の再生・活用によって、宿泊需要を喚起する。

- ・棚田を活用した六次産業化の推進（内成棚田・天間棚田・東山の棚田群）

棚田米を原料とした（加工品）の開発・製造・販売に取り組む。

棚田で生産される果樹等を利用したジャム製造などに取り組む。

棚田で生産した野菜等を利用した漬物・加工品に取り組む。

上記の指定棚田地域振興活動を実施するために、内成棚田・東山の棚田群・天間棚田は中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用して事業を行う。

堂面棚田・大所棚田については、別府市の単独事業である市街地周辺多面的機能保全交付金を活用して事業を行う。

#### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

また、同協議会の参加者ではない棚田オーナーや支援学生・協力企業等は、指定棚田地域協議会の活動を支援することとする。

#### 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

別府市棚田地域振興協議会は別府市、農業者、農業委員、べっぶ日出農業協同組合、地域住民、NPO 法人で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

#### 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項